

第3章

安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

30-1	良好な地域環境を作る …	134	34	安全・安心な地域づくり …	157
30-2	地域特性を活かした まちづくりの推進 ……	138	35	地域生活を支える 駅周辺のまちづくり ……	159
31	鉄道・道路など 都市インフラの整備 ……	142	36	自立分散型エネルギー社会の 構築 ……	161
32	災害に強い安全な まちづくり ……	149	37	リサイクルの推進と ごみの発生抑制 ……	164
33	地域防災力の向上 ……	153	38	住まいの支援 ……	169



東京外かく環状道路の工事の様子（東京外環プロジェクト 提供）

30-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部環境課】

【大気汚染測定結果（区測定）】

29年度

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きである。

区が関係地域になった事業は、29年度末現在19件である。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

測定室	二酸化窒素 (NO ₂) (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM) (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (O _x) (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	1時間値の2%除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.015	0.038	○	0.016	0.037	×	0.159
石神井南中学校	○	0.016	0.037	—	—	—	×	0.161
大泉中学校	○	0.016	0.037	—	—	—	×	0.151
北町小学校	○	0.025	0.045	—	—	—	—	—
くすのき緑地	○	0.025	0.048	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.022	0.040	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	○	0.022	0.039	○	0.018	0.044	—	—
谷原交差点	○	0.023	0.043	○	0.018	0.039	—	—
大泉北小学校	○	0.017	0.035	—	—	—	—	—
小竹	○	0.019	0.042	○	0.019	0.037	—	—
高松一丁目	○	0.018	0.039	○	0.017	0.040	—	—
大泉三丁目	○	0.018	0.037	—	—	—	—	—
大泉四丁目	○	0.019	0.038	—	—	—	—	—

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は13か所の測定室を設置している。29年度の各汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値については、28年度と比較し、3か所の測定室で増加があったが、それ以外の測定室では同値または減少している。環境基準については、全か所とも達成した。

【一般環境】

(単位：ppm)

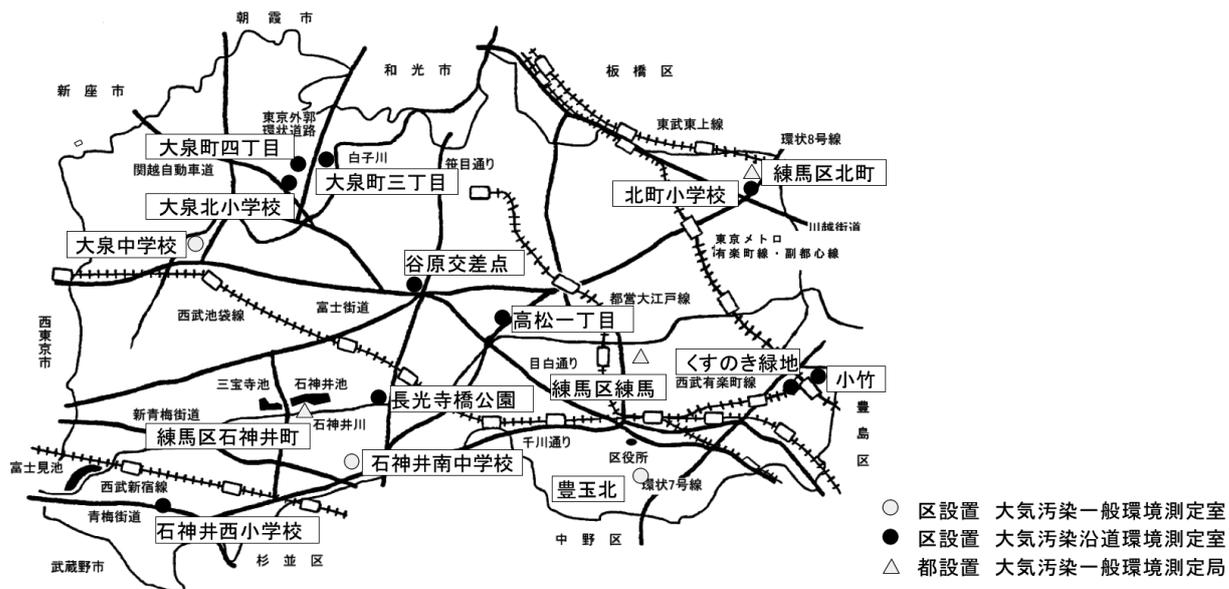
測定室	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
豊玉北	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015
石神井南中学校	0.017	0.017	0.016	0.016	0.016
大泉中学校	0.018	0.018	0.017	0.017	0.016

【沿道環境】

(単位：ppm)

測定室	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
北町小学校	0.025	0.028	0.027	0.024	0.025
くすのき緑地	0.028	0.026	0.027	0.026	0.025
石神井西小学校	0.024	0.023	0.023	0.021	0.022
長光寺橋公園	0.027	0.025	0.024	0.022	0.022
谷原交差点	0.026	0.025	0.024	0.022	0.023
大泉北小学校	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017
小竹	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019
高松一丁目	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018
大泉町三丁目	0.021	0.021	0.020	0.019	0.018
大泉町四丁目	0.022	0.021	0.022	0.020	0.019

〔大気汚染測定室配置図〕



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1時間値の1日平均値

1時間値の1日平均値については、28年度と比較し、2か所の測定室で減少となり、3か所の測定室で同値であった。環境基準については、全か所とも達成した。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕

(単位: mg/m³)

測定室	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
豊玉北	0.021	0.021	0.019	0.017	0.016
長光寺橋公園	0.024	0.022	0.020	0.018	0.018
谷原交差点	0.026	0.022	0.022	0.018	0.018
小竹	0.020	0.021	0.020	0.020	0.019
高松一丁目	0.023	0.021	0.019	0.017	0.017

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1時間値

環境基準 (1時間値 0.06ppm 以下) については全か所とも達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕

(単位: ppm)

測定室	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
豊玉北	0.177	0.161	0.186	0.136	0.159
石神井南中学校	0.147	0.147	0.180	0.144	0.161
大泉中学校	0.147	0.151	0.184	0.133	0.151

2 光化学スモッグ

29年度の注意報の発令日数は5日で、28年度の2日より増加した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

29年度も区内3か所で年4回 (5・8・11・2月) 大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

29年度も区内4か所で年4回 (5・8・11・2月) 大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.23本/L (総繊維数濃度) であった。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

18年1月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」対象外のアスベスト含有成形板の除去工事等について、規模に応じて区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

29年度は、ガソリンスタンド等60事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染を防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

1 対象となる事業所

指定された27物質 (揮発性有機化合物、重金属、農薬等) の取扱い履歴のある事業所

2 対象となる状況

- (1) 事業場の廃止または建物を除却する場合
- (2) 3,000 m²以上の土地を改変する場合 (都所管)

29年度は、3事業所から区へ調査結果の報告があった。

調査の結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を講じなければならない。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。

29年度の測定結果は0.026～0.074マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。

29年3月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はB類型、白子川はC類型に格上げされ基準が厳しくなった。

1 河川等水質調査

河川や池の水質調査を年4回実施している。

調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目は、降雨や河川改修工事の影響による参考値を除いて環境基準を満たしている。人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）も環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川にて水生生物の調査を実施している。

絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウを始めアブラハ



【アトリウム展示水槽】

ヤなどの魚類や水生植物が確認された。一方、特定外来生物の生息も確認されており、今後とも状況を見ていく必要がある。

なお、区内の河川で採取した魚類などを区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に

防ぐための環境教育の実施等が必要である。

特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中でお互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出しやパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。

また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音等実態調査を実施している。29年度は22件実施した。

さらに、深夜営業の飲食店に対しては、練馬警察署が開催する講習会の場を借りて、区が騒音等苦情の抑制についての講義を行った。

【現象・業種別苦情受付件数】

29年度

種別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計	構成比(%)
ばい煙	1	2	0	29	32	13.7
粉じん	0	1	11	0	12	5.2
アスベスト	0	0	4	0	4	1.7
有害ガス	1	0	0	0	1	0.4
悪臭	1	1	2	21	25	10.7
汚水	0	0	0	0	0	0.0
騒音	1	2	51	49	103	44.2
振動	0	2	38	9	49	21.0
その他	0	1	3	3	7	3.0
合計	4	9	109	111	233	99.9

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を9年3月に制定した。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定し、22年4月から施行した。

両条例では、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むことを定めている。こうした目的を達成するために、以下の取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

29年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- (1) 区内一斉清掃（5月28日・11月26日）
- (2) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅周辺にて実施）

2 美化活動の推進

- (1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。(29年度 40 団体 49,409 世帯)

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(29年度 町会・自治会 76 団体 63,219 世帯、ボランティア団体 61 団体 19,203 人)

(3) ボランティア駅前清掃

駅前における自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。(29年度 15 駅 36 団体)

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発(ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布)を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 路面表示シート等による周知

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付している。

また、29年度から新たに電柱広告を活用し、区内38本に掲出している。



〔路面表示シート〕

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、29年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、29年度には0.1%にまで減少した。(数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査開始当初は、4駅の吸い殻本数の合計は500本前後であった。29年度は223本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消しを行っている。(29年度は10件、10か所、延べ36.15㎡)

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理を依頼している。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、27年5月に全面施行した。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物(いわゆる「ごみ屋敷」)をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

そこで、区は区内の空き家の所在や状態、所有者のニーズ等の実態を把握することがまちづくりを進めていく上で必要不可欠であると考え、27年度に「練馬区空き家等実態調査」を実施した。

調査の結果を基に、「練馬区空き家等対策計画」を29年2月に策定するとともに、計画に基づく取組を適切に進めるため、29年7月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、29年10月に全面施行した。

条例制定後は、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進している。